

東北管内で新たに6箇所のインターチェンジが整備されます

～スマートインターチェンジ及び追加インターチェンジの整備について～

国土交通省では、高速自動車国道との連結許可申請のあったスマートインターチェンジ及び追加インターチェンジについて、本日付で高速自動車国道の「整備計画」の変更及び連結する道路の「連結許可」を行いました。

東北地方整備局管内では、「西仙北スマートIC(仮称)」、「大衡IC(仮称)」、「酒田中央JCT(仮称)」、「鶴岡西IC(仮称)」、「三瀬IC(仮称)」、「五十川IC(仮称)」が整備されることになりました。

■スマートインターチェンジ:東北1箇所 【参考:全国19箇所】

路線名	IC名称(仮称)	連結位置	申請者
東北横断自動車道釜石秋田線	<small>にしせんぼく</small> 西仙北スマートIC	秋田県大仙市	大仙市長

※スマートICとは、ETC専用の追加ICです。

■追加インターチェンジ(有料区間):東北2箇所 【参考:全国6箇所】

路線名	IC名称(仮称)	連結位置	申請者
東北縦貫自動車道弘前線	<small>おおひら</small> 大衡IC	宮城県黒川郡大衡村	宮城県知事

(地域高規格道路との接続)

東北横断自動車道酒田線	<small>さかたちゆうおう</small> 酒田中央JCT	山形県酒田市	東北地方整備局長
-------------	------------------------------------	--------	----------

※JCT:ジャンクション

■追加インターチェンジ(無料区間):東北3箇所 【参考:全国13箇所】

路線名	IC名称(仮称)	連結位置	申請者
日本海沿岸東北自動車道	<small>つるおかにし</small> 鶴岡西IC	山形県鶴岡市	鶴岡市長
	<small>さんぜ</small> 三瀬IC	山形県鶴岡市	鶴岡市長
	<small>いらがわ</small> 五十川IC	山形県鶴岡市	山形県知事

追加された各ICについては、今後供用を目指して事業に着手していくこととなります。

【添付資料】 (別添1) スマートインターチェンジ及び追加インターチェンジ位置図
(別添2) (参考)用語の説明

※ 国土交通省においても全国版を同時発表しております。

<発表記者会:宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

< 問い合わせ先 >

国土交通省東北地方整備局 電話022-225-2171(代表)

企画部	広域計画課長	<small>きたむら</small> 北村	<small>あきら</small> 章	(内線 3211)
道路部	道路計画第一課長	<small>てらさわ</small> 寺沢	<small>なおき</small> 直樹	(内線 4211)

スマートインターチェンジ及び追加インターチェンジ位置図

- : スマートインターチェンジ
- : 追加インターチェンジ(有料区間)
- : 追加インターチェンジ(無料区間)



西仙北スマートIC

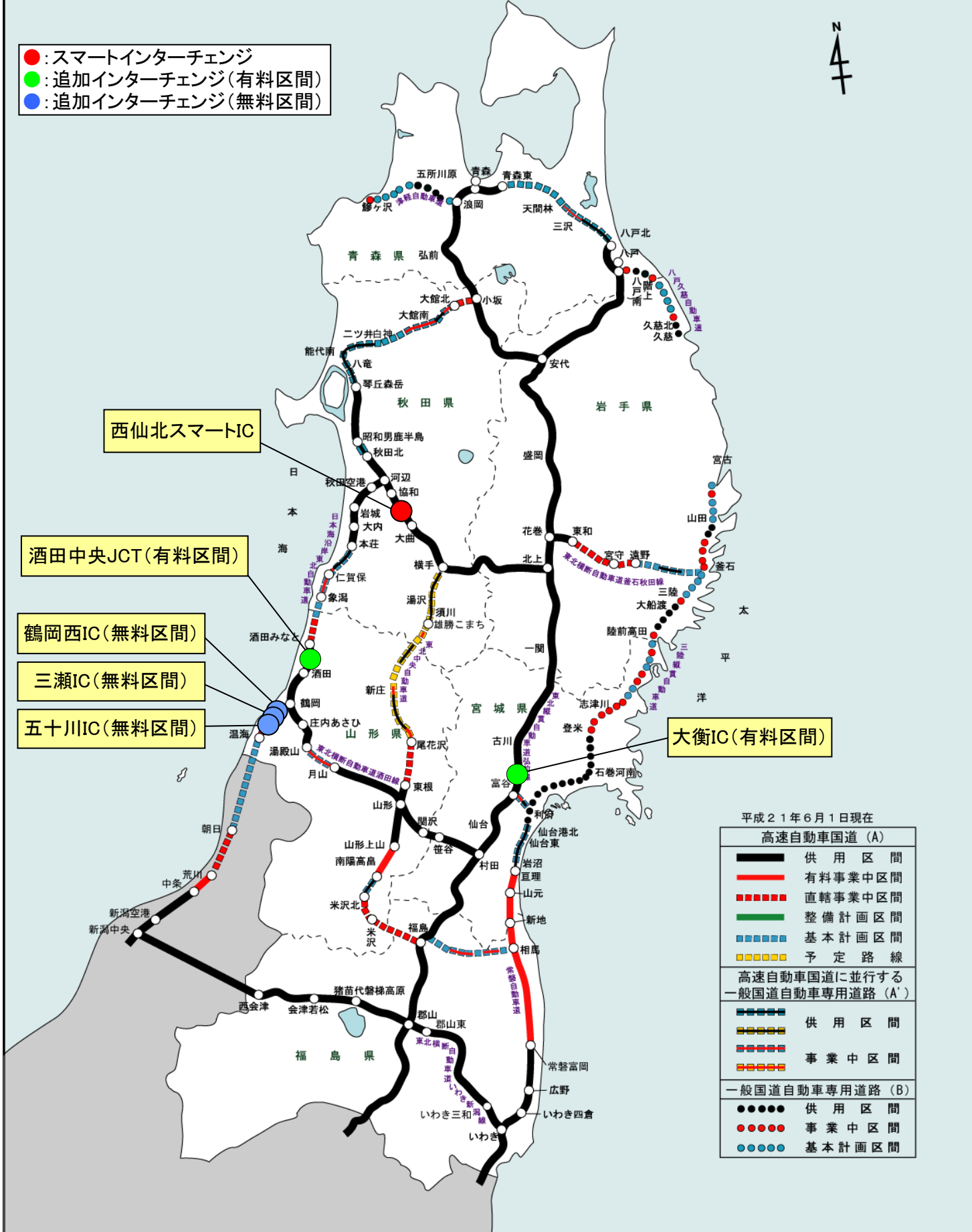
酒田中央JCT(有料区間)

鶴岡西IC(無料区間)

三瀬IC(無料区間)

五十川IC(無料区間)

大衡IC(有料区間)



平成21年6月1日現在

高速自動車国道 (A)	
—	供用区間
—	有料事業中区間
—	直轄事業中区間
—	整備計画区間
—	基本計画区間
—	予定路線
高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路 (A')	
—	供用区間
—	事業中区間
一般国道自動車専用道路 (B)	
●●●●	供用区間
●●●●	事業中区間
●●●●	基本計画区間

■（参考）用語の説明

○高速自動車国道の「整備計画」

高速自動車国道の整備計画とは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条に規定する高速自動車国道の整備に関する計画で、高速自動車国道の「経過する市町村名」、「車線数」、「設計速度」、高速自動車国道と他の道路との「連結位置及び連結予定施設」、「工事に要する費用の概算額」及び「その他必要な事項」を、国土交通大臣が定めるものです。

高速自動車国道に一般道路を連結する際に、あらかじめ国土交通大臣が連結許可を行います。連結許可を行うにあたっては、整備計画への位置づけが必要です。

今回のインターチェンジの追加は、整備計画に定められている事項のうち、「連結位置及び連結予定施設」を追加する変更です。

○高速自動車国道との「連結許可」

高速自動車国道との連結許可とは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2に規定する手続きで、高速自動車国道とその他の施設を連結し出入りを可能とするために、連結を希望する者が国土交通大臣に対して申請を行い、国土交通大臣が許可する手続きです。

今回の許可は、インターチェンジを追加するため、連結する道路の道路管理者より連結許可申請されたものです。

なお、新直轄方式による整備区間については、高速自動車国道法第25条の2、及び同法施行規則第9条による権限の委任により、東北地方整備局長が連結を許可しています。

東北地方整備局管内では、「西仙北スマートIC（仮称）」、「大衡IC（仮称）」、「酒田中央JCT（仮称）」が、国土交通大臣の許可、「鶴岡西IC（仮称）」、「三瀬IC（仮称）」、「五十川IC（仮称）」が、東北地方整備局長の許可となっています。

○スマートインターチェンジ

スマートインターチェンジとは、ETC専用の追加インターチェンジです。